

第 3 章

発災直後から出動までの東京DPATの活動

ここでは、都内発災時における発災直後からの東京DPAT登録機関と出動する東京DPATの具体的な活動などについて、説明しています。

I 活動の枠組み

1. 要請・派遣

- (1) 基本的な考え方
- (2) 都内発災時における派遣要請基準
- (3) 都内発災時における派遣要請の流れ
- (4) 都外における大規模災害発災時に被災した道府県等から要請があった場合

2. 出動するチームの活動の流れ

3. 情報システム

I. 活動の枠組み

1. 要請・派遣

(1) 基本的な考え方

DPATは発災直後から中長期までの各フェーズにおいて、日本DMATを始め医療救護班や保健活動班等と連携して活動します。このため、日本DMATの要請の考え方を参考に基準を定め、発災直後から活動する日本DMATと連携が図られる体制を構築します。

(2) 都内発災時における派遣要請基準

ア. 待機要請

都において、自然災害又は人為災害が発生し、災害時の精神医療の支援が見込まれる場合

東京 DPAT 登録機関に対し、DPAT 派遣のための待機を要請します。
東京 DPAT は震度 6 弱以上となった場合は要請を待たずに待機します。

イ. 派遣要請

① 都内の支援で完結する規模の災害の場合

震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害の場合

東京DPAT登録機関に対し、派遣要請します。

② 都外からの支援が必要な規模の災害の場合

震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合

東京DPAT登録機関に対し、派遣要請します。
あわせて、関東6県に対し、DPATの派遣要請を行います。
不足が見込まれる場合は、東北6県、中部9県及び三重県に対し、派遣要請を行います。

③ 震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害の場合

東京DPAT登録機関に対し、派遣要請します。
あわせて、関東6県、東北6県、中部9県及び三重県に対し、DPATの派遣要請を行います。
不足が見込まれる場合は、DPAT事務局に対し、全国のDPATの派遣要請を行います。

○ 首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震が発災した場合

東京DPAT登録機関に対し、派遣要請します。
あわせて、DPAT事務局に対し、全国のDPATの派遣要請を行います。

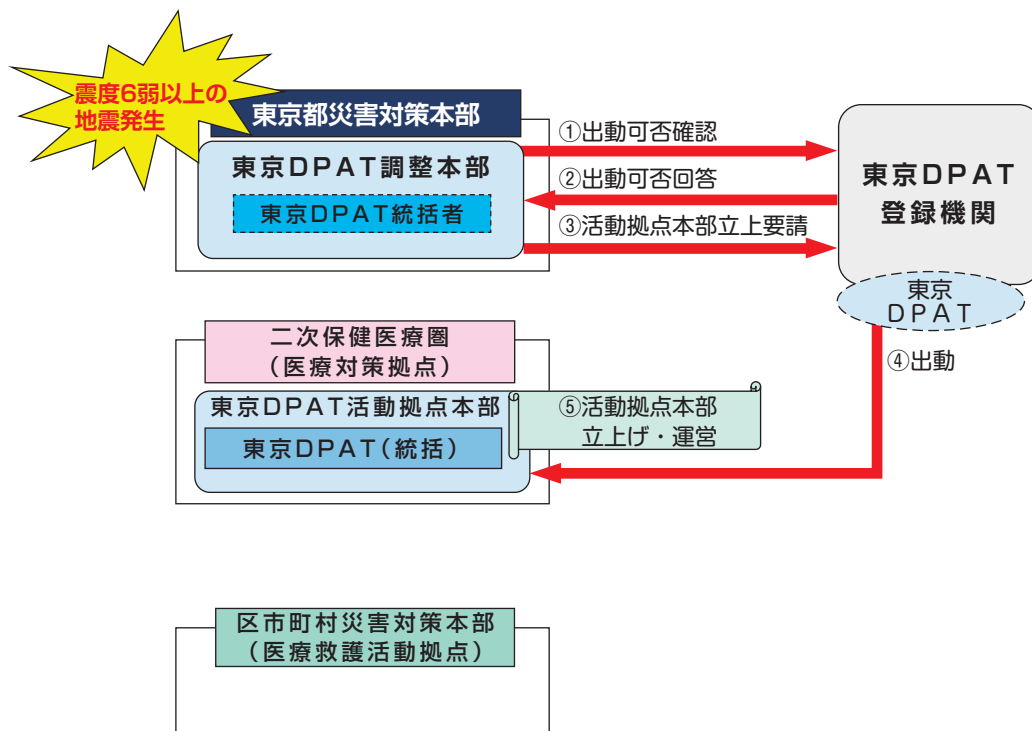
(3) 都内発災時における派遣要請の流れ

東京DPAT調整本部は、東京都災害医療コーディネーターの指示の下、派遣要請基準に基づき、必要に応じて速やかにDPATの派遣要請を行います。

派遣要請の流れには、

- ① 東京DPAT活動拠点本部立上げまでの流れ（図10参照）と
- ② 被災区市町村での支援活動までの出動・派遣の流れ（図10、11参照）があります。

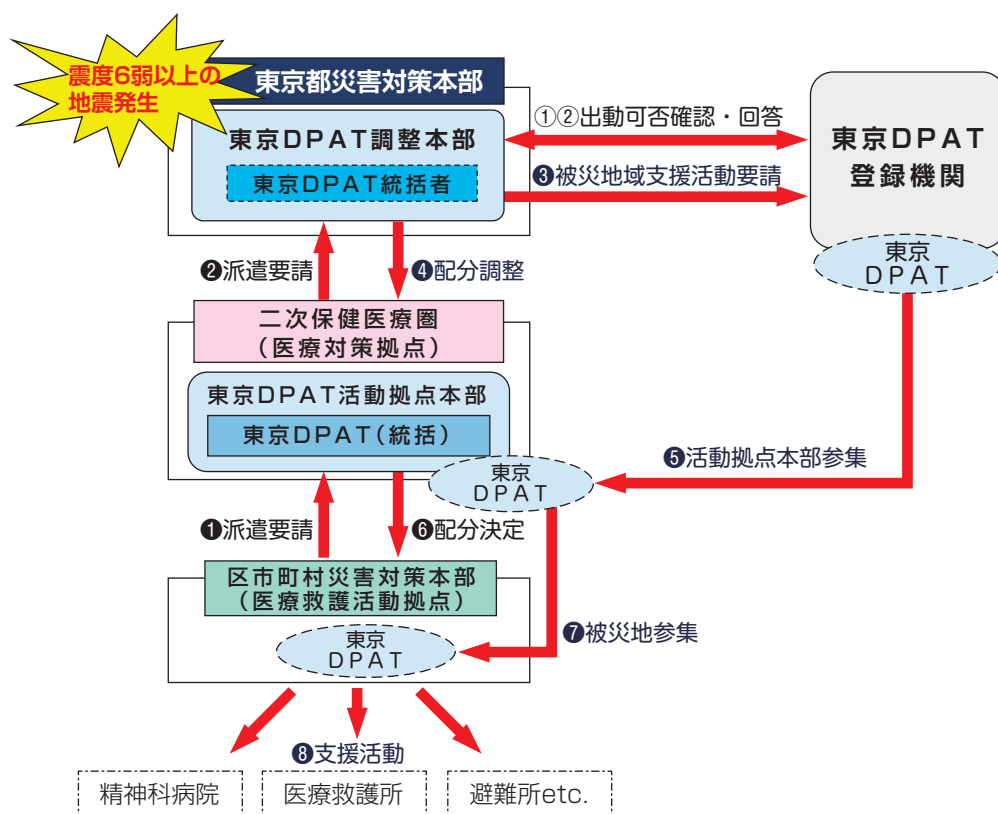
図10：東京DPAT活動拠点本部立上げまでの出動の流れ



【東京DPAT活動拠点本部立上げまでの出動の流れ】

- ① 東京DPAT調整本部から東京DPAT登録機関に対し、出動の可否を確認。
- ② 東京DPAT登録機関は、東京DPATの出動の可否を東京DPAT調整本部に報告。
- ③ 東京DPAT調整本部は、出動可能な東京DPATに対し、活動する医療対策拠点を割当て、東京DPAT活動拠点本部の立上げを要請。
- ④ 要請を受けた東京DPAT登録機関は、東京DPATを編成し、③で割当てを受けた医療対策拠点に出動。
- ⑤ 医療対策拠点において、地域災害医療コーディネーターの指示の下、速やかに、東京DPAT活動拠点本部を立上げ、本部活動に従事。

図11：被災区市町村での支援活動までの出動・派遣の流れ



【被災区市町村での支援活動までの出動・派遣の流れ】

- ① 区市町村災害対策本部 → 東京DPAT活動拠点本部（医療対策拠点）
人的・物的被害の状況、病院の被害状況、医療救護所の設置運営状況、医療機関の診療状況を踏まえ、必要に応じ東京DPAT活動拠点（医療対策拠点）にDPATの派遣を要請。
- ② 東京DPAT活動拠点本部（医療対策拠点）→ 東京DPAT調整本部（東京都災害対策本部）
圏域内の人的・物的被害の状況、病院の被害状況、都や区市町村から提供される医療情報を踏まえ、東京都災害対策本部にDPATの派遣を要請。その際、必要なチーム数、優先される業務についての情報を提供する。
- ③ 東京DPAT調整本部（東京都災害対策本部）→ 東京DPAT登録機関
既に確認している出動可否の回答（図10参照）を踏まえ、出動可能な東京DPATに対し、被災地域支援活動を要請。
- ④ 東京DPAT調整本部（東京都災害対策本部）→ 東京DPAT活動拠点本部（医療対策拠点）
圏域ごとの派遣要請を踏まえ、東京DPATを配分。配分した各チームに対し、参集する医療対策拠点を提示。
- ⑤ 東京DPAT：④で提示された東京DPAT活動拠点本部に参集。
- ⑥ 東京DPAT活動拠点本部（医療対策拠点）→ 区市町村災害対策本部
圏域内の区市町村の派遣要請を踏まえ、東京DPATを配分。配分した各チームに対し、支援活動を行う区市町村を提示。
- ⑦ 東京DPAT：⑥で提示された区市町村に参集。
- ⑧ 東京DPAT：区市町村災害医療コーディネーターの指示の下、支援活動に従事。

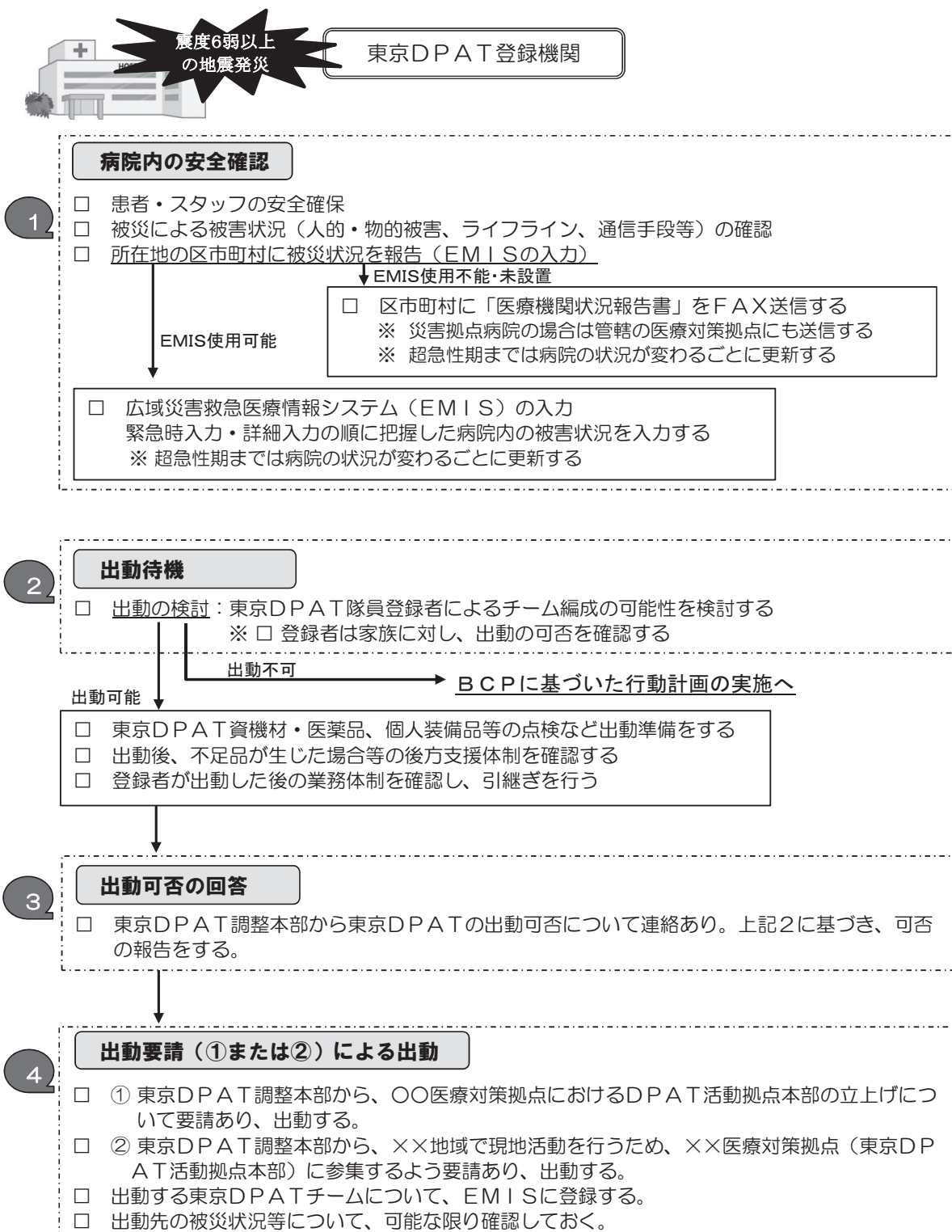


都内発災時における東京DPAT登録機関の取組例

震度6弱以上の地震が発災した場合の東京DPAT登録機関の取組例を参考として図12に示しました。発災直後は病院の安全確認を行うとともに、EMISの入力を行います。EMISについてはP46に記載しています。

図12：都内発災時における東京DPAT登録機関の取組例

都内発災時において想定される東京DPAT登録機関の動き方



（４）都外における大規模災害発災時に被災した道府県等から要請があった場合

被災した道府県、厚生労働省又はDPAT事務局から要請があった場合に、要請に基づき都が都外派遣を決定し、速やかに東京DPAT登録機関に対し、東京DPATの派遣の可否を確認します。

東京DPAT登録機関は出動の可否を検討し、その結果を都に回答します。

出動可能と回答した東京DPATは、都と被災道府県等で活動地域等を調整した結果について連絡を受け、被災地域へ出動します。

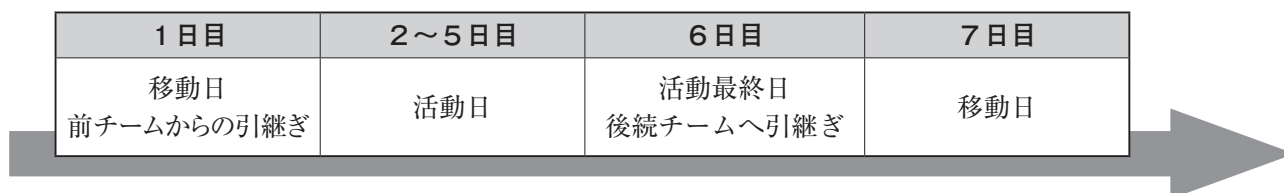
都外の被災地域へ派遣された東京DPATは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動を行います。

2. 出動するチームの活動の流れ

(1) 出動期間中の活動の流れ

1チームの活動期間は1週間を標準としています。1日目と7日目は移動日にあて、2日目～6日目の5日間が活動日になります。また、1日目の到着後と6日目の活動後は引継ぎにあてます。6日目の引継ぎを行った時点で活動は終了となります。引継ぎの詳細についてはP73を参照してください。

図13：出動期間中の活動の流れ



* 後続チームは、原則として他の登録機関による編成チームです。

(2) 1日の活動の流れ

活動時間は9時から17時を基本とします。

なお、被災した精神科病院や被災者の動向によっては変則的な対応（夜勤体制等）が必要となることがあります。そのような場合は、事前に東京DPAT活動拠点本部に連絡し、活動記録にも実際の活動時間と活動内容を明記してください。

表17：1日の活動の流れ（被災区市町村で活動するチームの例）

出動期間	時間と主な活動	
1 日目	指示された参集場所の医療対策拠点※に到着。※閉鎖後は都立（総合）精神保健福祉センターになります。東京DPAT活動拠点本部の担当者等に挨拶、受付し、オリエンテーションを受ける。 前チームから引継ぎを受ける。	
2 日目 ～ 5 日目	9時	派遣先の区市町村（病院）でミーティング。情報収集と1日の活動内容の確認。
	10時頃～	派遣先のニーズに応じて活動。 診察以外にも精神医学的観点から保健活動班等のニーズに対し、柔軟に対応。
	16時頃	派遣先の区市町村（病院）で活動報告。個票や日報等活動記録の作成。
	17時頃	東京DPAT活動拠点本部への定時連絡*と東京DPAT活動記録のデータ送付。 ※定時連絡以外に、大きな余震等不測な出来事等があった場合は、東京DPAT活動拠点本部へ逐次連絡を入れてください。
6 日目	派遣先の区市町村（病院）で活動。 活動拠点本部に移動し、担当者等に挨拶。 後続チームへ引継ぎを行う。	
7 日目	移動し、派遣元の登録機関へ帰着。	

コラム：ミーティング（会議等）の種類

被災自治体では、様々なミーティング（会議等）が行われます。

例えば、保健師派遣チームなど職種ごとのミーティング、
医療救護活動拠点における自治体関係者と多職種支援チーム、
医療機関等による関係者のミーティングなどがあります。

また、医療対策拠点では、医療対策本部の関係者のミーティングなど開催の状況は
圏域ごと・自治体ごとに違います。

派遣された自治体等のミーティング（会議等）を把握し、情報収集及び情報提供を
行いましょう。

3. 情報システム

(1) EMIS

○ EMIS (Emergency Medical Information System) とは

災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステムです。

○ 利用時期

都内及び隣接する県に震度5強以上の地震の発生等により、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用は災害モードに切り替わり、利用可能になります。原則、DMATが活動している間は使用できます。

○ 情報内容と利用できる機関

医療機関の被災状況(ライフライン、設備の被害、入院患者状況、アクセス状況等)や救護所・避難所の設置状況、DMAT・医療救護班の活動状況が把握できます。

都においては、都災害対策本部(東京都災害医療コーディネーター)、医療対策拠点(地域災害医療コーディネーター)、区市町村災害対策本部又は医療救護活動拠点(区市町村災害医療コーディネーター)、病院、保健所などが活用して情報を共有します。

○ 入力方法

入力方法の詳細については、研修会等において、別途資料を配布します。

また、「災害時医療救護活動ガイドライン(東京都福祉保健局、平成30年3月改定)」も参照してください。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kyuukyuu/saigai/guideline.html>)

* EMIS <http://www.wds.emis.go.jp>
※インターネットの検索サイトから「EMIS」と入力・検索してアクセスしてください。

* ID _____

* パスワード _____

◎上のメモ欄に所属の登録機関のIDとパスワードを記載して出勤しましょう。